

手話言語法ニュース

2022年 7月 25日 NO.73

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・倉野直紀・大杉豊・佐藤英治

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう乳幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・倉野直紀（兼）・吉野幸代

↓解説動画↓



手話言語法制定までの道のり⑤

2022年5月25日(水)、全日本ろうあ連盟をはじめ、当事者団体と支援団体が12年にわたり制定を求めてきた「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

今回の法律では、基本理念(第3条)で、「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」「日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」「障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」等と定められました。連盟を含む4団体からの声明でもふれたように、障害者が情報を「受け取る」だけでなく「発信する」際も、自分がその手段を選択できること、誰もが同一内容の情報を、遅れることなく取得できるようにすることが基本理念に据えられたことを意味しています。

第10条では「法制上・財政上の措置等」も明記されました。私たちの思いが実を結んだ本法の理念を推進し、具体的に実現していくために、各地域の加盟団体の皆さんをはじめ関係者一同が団結して、実効性のある施策に結び付けていくことが重要です。

また、本法の成立に際して、衆議院において右の附帯決議が付されました。全都道府県と全市区町村の議会から手話言語法の制定を求める意見書が国に提出されたことがクローズアップされ、第5項に「手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進める」ことが盛り込まれたことも大きな特徴です。更なる足掛かりにしていきたいと思います。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」成立！

附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一
障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。

二
情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。

三
情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。

四
行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。

五
本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

手話言語市区長会総会 3年ぶりに対面開催

2022年6月1日(水)、都市センターホテル(東京都千代田区)で全国手話言語市区長会総会が開催されました。82名の会員市長が出席し、来賓、代理傍聴、随行者、スタッフ等を含め190名の参加がありました。

総会議事では事務局長の加藤龍幸石狩市長から、2021年度の事業報告と、2022年度の新役員、事業計画として手話劇祭(於：岡山県笠岡市)や手話言語条例を考える行政担当者学習会開催などの説明があり、満場一致で承認されました。また、今年度から新たに副会長に野田義和東大阪市長(大阪府)、理事に中村健西尾市長(愛知県)、中平富宏宿毛市長(高知県)の3名が就任されました。



新旧役員挨拶

行政から見た手話言語条例

手話言語条例・手話言語法に期待すること

田岡克介 (石狩市前市長)

2年ぶりの東京は相変わらず喧噪な大都会で、晴釣雨読の身には少々眩しすぎる。

それでも不快どころか鼓動の高まりを感じるほど魅力的でもある。JR秋葉原駅の景は、成立間もない「石狩市手話基本条例」を引っ提げ、チーム石狩で情報アクセシビリティ・フォーラムに参加した時のことを思い出させてくれた。既に7年にもなる。

会場で手話言語条例制定の報告をさせていただいた際「一日も早い条例の廃止を目指したい」と結んだ。会場からは、基礎自治体で初の条例を制定した市の長の廃止を目指すかのような発言に「意味が分からない」。私は困惑を招くとは想像もしなかった。後で知らされたが、会場内では「どういうことなの?」と、チーム石狩は質問攻めにあつたとのこと。その時「手話を言語として理解される社会を目指す条例でもある…」と説明したとのこと。私も同感である。制定に至るまでの6年間の歩みは、市民、取り分け聴覚障がい者と手話サークル等、制定に関わった方々に共有する目標や意識が生まれていたのであろう。条例検討会で「この条例は誰に適用するのか」という質問に、答え探しのため尽きることのない話し合いがされた。

現在、SDGsと論理的に整理され、2030年を目標とした広範な展開により、新たなフェーズへと向かいつつある。手話言語は「持続可能な世界」の実現を目指す中で、より多層な展開のあることを期待している。

本来、言語は形式や定めによるものではなく、生活の中に自然体で存在する「普通」なことであり、人類の生存に

深く根差している。無声の言語は「手話」であるか否かは社会の受け止め方であり、帰結するところ、条例の制定、廃止は必然性を有していると考える。私たちは、この理想社会を目指し踏み出している。その動機付けや、課題の認知、解消に向け、市民に最も近い自治体が条例、地方自治法決議などの行動や、手話言語条例制定は既に全国規模へと広がりつつある。表現は多様であり、地域性があるから可能性はより大きいのだ。

行政から見た手話言語条例
動画 →



◆-----◆
2021年7月から好評いただいた連載も、5回目の今回で最終回となりました。

石狩市では、条例制定以降、8年間の手話出前講座は延べ1,607件、受講生は延べ48,152人にも及んでいます。市役所のロビーの大型電光掲示板では、「手話動画」を毎月配信しています。

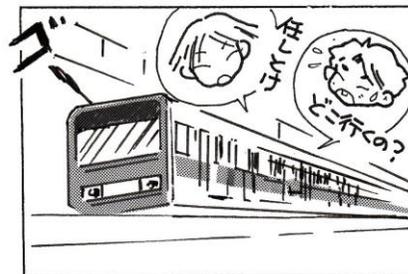
石狩市ではほとんどの職員は手話の研修を受けています。加藤龍幸現市長も、市長就任前から手話講習会に通う等して手話を覚え、初めから終わりまで手話通訳者をつけないで挨拶をやりとげていらっしゃいます。

2013年12月に全国の市町村で初めて石狩市で条例が成立して以降、計456自治体(7月11日現在)で条例が成立しています。「一日も早い条例の廃止」を目指した想いがこのように全国に広がり、前ページで紹介した情報アクセシビリティ法の附帯決議にもつながっていると感じます。

田岡さん、ありがとうございました!

手話のできる交番を求めて

No.5 當 芳枝



ゆくゆくは、遠くに行かなくても手話が当たり前になる社会を目指して!

聴覚障害のある乳幼児とその保護者等への手話コミュニケーション環境構築の課題

～手話言語条例分析と質問紙調査から見えてくるもの～

乳幼児期からろう児とその保護者が手話を活用することは心理的安定、愛着形成等の発達や言語力の形成の土台作りに効果的であり、これは早期療育につながり親子間の意思疎通を可能にするものであると期待されている。

この研究では、手話言語条例等で乳幼児とその保護者の手話コミュニケーション環境構築の支援がどのように位置づけられているか、また、施策がなされているか、どのような課題がみられるかについて調査した。

410の手話言語条例等(令和3年4月末日現在)のうち、学校等で手話に触れる機会の提供について述べているものは133条例(32.4%)、聾学校や地域の学校で聴覚障害児童生徒が通う学校での手話環境について述べているものは56条例(13.7%)、さらに幼児とその家族への手話教育環境の提供については48条例(11.7%)、なかでも「乳児」と明記しているものは18条例(4.4%)であった。

(1) 条文に乳幼児に関する記述があるが、それに伴う施策には進んでおらず実動に至っていない例、逆に(2) 条文に乳幼児に関する記述がなくても、自治体や諸関連機関が連携して各種の事業企画等で実施している例、あるいは(3) 乳幼児手話言語獲得事業や乳幼児聴覚障害早期支援事業等による支援体制づくりなど条例とは別の事業で実施している例、また、(4) 以前から行われてきている聴覚特別支援学校の乳幼児相談の中で実施されている例等が見られた。

家族や関連機関の手話言語や聴覚障害に関する理解・意識・受容の不足、関連機関の相互連携の不備などが課題としてあげられた。

各都道府県の聴覚障害者協会への質問紙調査の結果でも、聴覚障害のある乳幼児とその家族等に対して相談や手話に関する支援をしたくても、諸機関とのつながりが少ないために情報が得られず、なかなか支援につなげることができない、という課題が多く見られた。これは、2000年代に新生児聴覚スクリーニング検査事業が開始された時からすでに

課題とされており、本調査の結果でも、医・療・教との連携が乳幼児期からの支援展開の鍵であり、大きな課題の1つとして今なお存在していることが認められた。

山田京子(熊本県立熊本聾学校教諭)

前回に引き続き、筑波技術大学院 情報アクセシビリティ専攻修士論文を元にご寄稿いただきました。

学校での機会提供を述べた条例が32.4%、乳児と明記した条例は4.4%と低いことが伺えますが、条例の明記の有無と推進度合は必ずしも比例しないことも分かります。これまで、「ろう者とあまり関わったことのない人にも手話を知ってもらおう」ことが手話言語条例の大きな役割でしたが、近年、ろう乳幼児に対する早期支援の重要性が注目される中で、地域でも、ろう乳幼児や保護者が、手話を獲得する権利を保障する取り組みが必要になっています。

条文数の限られた中で全て網羅するのは困難な面もあるかもしれませんが、地域の特色を踏まえ、どのような条例づくりをしていくか、条例制定後に施策を引き出す、具体的取り組みにつなげる方法にはどのようなものがあるかを考えていけるといいですね。



図. 「エキマトペ」のディスプレイの表示イメージ

こんなところに手話言語

「エキマトペ」、皆さんご存じでしょうか。

駅のアナウンスや電車の音といった環境音を、AIを使って識別し、文字や手話、オノマトペ※として視覚的に表現する装置です。リアルタイムに音声を字幕化するだけでなく、音の内容に適したフォントで表示されます。

誰もが使いやすく、毎日の鉄道利用が楽しくなるような体験を目指して、川崎市立聾学校の子もたちと一緒にアイデアを考え、富士通(株)、大日本印刷(株)等が開発したそうです。

昨年9月に3日間JR 巣鴨駅での実証実験を終え、現在はJR 上野駅の1・2番線ホームで実証実験が行われています(平日10時～17時、12月14日まで)。ご都合のつく方は見に行ってみてはいかがでしょうか。

※オノマトペ：さまざまな状態や動きなどを音で表現した言葉のことで、擬音語、擬声語、擬態語があります。

擬音語：ものの音を文字にして表す。「バタン」(ドアが閉まる音)、「ガタンゴトン」(電車の走る音)、等。

擬声語：生き物の声を文字にして表す。「ワンワン」(犬)、「ニャー」(猫)、等。

擬態語：ものの様子(実際の音とは関係ない)を文字で表す。「キラキラ」(星が輝く様子)、「ふわふわ」(やわらかい様子)、等



図. 「エキマトペ」の筐体イメージ

条例成立情報

東京都手話言語条例が成立！



2022年6月15日(水)、「東京都手話言語条例」が可決、成立しました。

東京都議会では、2021年11月より超党派によるワーキングチームを立ち上げて、検討、議論を重ね、都議会の全議員126人が共同提案し、全会一致で可決しました。東京都で条例がこのような超党派で制定されるのは初めてのことでそうです。

都道府県としては、34番目の制定となります。

施行日は2022年9月1日(木)です。首都である自治体で成立したことを契機に、手話言語法制定に向けてまい進していきましょう。



東京都練馬区

2022年6月21日「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」が成立しました。2022年6月22日施行です。



和歌山県高野町

2022年6月22日「高野町手話言語条例」が成立しました。2022年7月1日施行です。



広島県呉市

2022年6月24日「呉市手話言語条例」が成立しました。2022年6月30日施行です。

